

宿泊施設・飲食店・免税店等のインバウンド対応を支援します！

— インバウンド対応力強化支援補助金 —

東京都及び(公財)東京観光財団では、積極的に外国人旅行者を受け入れる事業者の取組を支援するため、この度、補助対象者を宿泊施設に加え、中小規模の飲食店・免税店等に広げるとともに、補助対象事業も拡大しました。この機会にぜひご活用ください。

募集の概要

- 1 補助対象事業者
 - 都内の民間宿泊施設
 - 都内の飲食店(※)・免税店(中小企業者のみ) <新規>
 - 外国人旅行者の受入対応に取り組む中小企業団体・グループ <新規>
(※東京都が実施する「EAT東京」(多言語メニュー作成支援ウェブサイト)の「外国語メニューがある飲食店検索サイト」に掲載されている店舗)
- 2 補助対象事業 インバウンド対応力強化のために新たに実施する事業
 - ・多言語化(施設・店舗の案内表示・設備の利用案内・ホームページ等)
 - ・無線LAN環境の整備
 - ・トイレの洋式化
 - ・クレジットカード決済端末や電子マネー等の決済機器の導入
 - ・客室の和洋室化、テレビの国際放送設備の整備(宿泊施設のみ)
 - ・免税手続きに係るシステム機器の導入(免税店のみ) <新規>
 - ・外国人旅行者の受入対応に係る人材育成 <新規>
- 3 補助額 補助対象経費の2分の1以内
 - 宿泊施設・飲食店・免税店向け 1施設/店舗あたり300万円を限度
(※無線LAN環境の整備は、1か所あたり15,000円以内、宿泊施設は1施設あたり最大50か所、飲食店・免税店は1店舗あたり最大10か所とします。)
 - 団体・グループ向け 共同で実施する多言語化・人材育成について、1団体/グループあたり500万円を限度
- 4 募集期間 平成29年4月27日(木)から平成30年3月30日(金)まで
※ 郵送の場合、当日消印有効です。
※ 補助金申請額が予算額に達した時点で受付を終了します。
- 5 申請方法 必要事項をご記入の上、郵送又は持参により、提出してください。
- 6 申請先 (公財)東京観光財団 地域振興部 観光インフラ整備課
〒162-0801 新宿区山吹町346番地6 日新ビル2階
- 7 その他 申請書類等のダウンロードについては、(公財)東京観光財団ホームページ(<http://www.tcvb.or.jp/jp/project/infra.html>)をご覧ください。

「2020年に向けた実行プラン」事業

本件は、「2020年に向けた実行プラン」に係る事業です。

スマートシティ

政策の柱7 世界に開かれた国際・観光都市

【問い合わせ先】

<事業全般について>

産業労働局 観光部 受入環境課 本澤・上野
電話 03-5320-4731 内線 36-995

<申請方法等について>

(公財)東京観光財団
地域振興部 観光インフラ整備課 佐藤・石原
電話 03-5579-8463